

自動車点検基準が見直されました

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化

平成29年10月に岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、国交省は大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく道路運送車両法に基づく「自動車点検基準」(国土交通省令)及び「自動車の点検及び整備に関する手引き (国土交通省告示)」を改正し、平成30年6月27日に公布、同10月1日に施行します。

この改正により、10月1日以降、該当する装置が装着されている自動車については当該装置の点検が義務化されます。また、現在使用している事業用自動車等・別表第3及び被牽引自動車・別表第4の点検整備記録簿(認証、指定にかかわらず)の様式が変更となるため、下記の通り対応いただきますようお願いします。

1. 改正の概要

(1) 自動車点検基準の一部改正(別表第3、別表第4)

車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車の3カ月ごとに行う点検項目に次に掲げることが追加されます。

- スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- スペアタイヤの取付状態
- ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

(2) 自動車の点検及び整備に関する手引きの一部改正

(1)により追加する点検の方法として、次に掲げることが定められます。

- スペアタイヤ取付け装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること。
- スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ツールボックスの取付け部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

2. スケジュール

公 布：平成30年6月27日

施 行：平成30年10月1日

3. 記録簿の使用方法

(1) 10月以降に現行の記録簿を使用する場合

- その他の点検項目の欄に追加になった項目を記入し、点検を実施してください。

事業用自動車等・別表第3

定期点検用点検整備記録簿 (分解整備記録簿) 点検の結果及び整備の概要 ○印は1カ月以内(100km以下)の走行距離によって実施できる項目。◎印は2カ月以上(100km以上)の走行距離以上(200km以上)の走行距離が必要項目。 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 点検日 整備日 整備完了時刻 点検/整備/走行距離 km			使用者の氏名又は名称			自動車検査番号又は車両番号又は検査番号			事業用自動車等別表第3																																						
車種			用途			乗員			備考			車種			用途			乗員			備考			車種			用途			乗員			備考			車種			用途			乗員			備考		
エンジン			走行装置			電気装置			車輪			その他			エンジン			走行装置			電気装置			車輪			その他			エンジン			走行装置			電気装置			車輪			その他					
ブレーキ装置			サスペンション			高圧ガス			その他			ブレーキ装置			サスペンション			高圧ガス			その他			ブレーキ装置			サスペンション			高圧ガス			その他			ブレーキ装置			サスペンション			高圧ガス			その他		
CO2, HC 濃度			CO			HC			NOx			PM			CO2, HC 濃度			CO			HC			NOx			PM			CO2, HC 濃度			CO			HC			NOx			PM					
タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)			ブレーキパッド、ライニングの厚さ			車輪名, 所在地, 標高			点検年月日			整備主の氏名			タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)			ブレーキパッド、ライニングの厚さ			車輪名, 所在地, 標高			点検年月日			整備主の氏名			タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)			ブレーキパッド、ライニングの厚さ			車輪名, 所在地, 標高			点検年月日			整備主の氏名					

- スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- スペアタイヤの取付状態
- ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

被牽引自動車・別表第4

定期点検用点検整備記録簿 (分解整備記録簿) 点検の結果及び整備の概要 ○印は1カ月以内(100km以下)の走行距離によって実施できる項目。◎印は2カ月以上(100km以上)の走行距離以上(200km以上)の走行距離が必要項目。 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 月 日 () () 点検日 整備日 整備完了時刻 点検/整備/走行距離 km			使用者の氏名又は名称			自動車検査番号又は車両番号又は検査番号			被牽引自動車別表第4																																			
ブレーキ装置			走行装置			電気装置			車輪			その他			ブレーキ装置			走行装置			電気装置			車輪			その他			ブレーキ装置			走行装置			電気装置			車輪			その他		
CO2, HC 濃度			CO			HC			NOx			PM			CO2, HC 濃度			CO			HC			NOx			PM			CO2, HC 濃度			CO			HC			NOx			PM		
タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)			ブレーキパッド、ライニングの厚さ			車輪名, 所在地, 標高			点検年月日			整備主の氏名			タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)			ブレーキパッド、ライニングの厚さ			車輪名, 所在地, 標高			点検年月日			整備主の氏名			タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)			ブレーキパッド、ライニングの厚さ			車輪名, 所在地, 標高			点検年月日			整備主の氏名		

(2) 9月以前に新記録簿を使用する場合

- 各記録簿、在庫がなくなり次第、新記録簿を販売いたします。

9月以前に新記録簿を使用することは可能ですが、今般追加された点検項目は10月の法施行日までには法定点検項目ではありませんので、その旨をユーザーに説明、了解を得た上で点検を実施されてください。尚、ユーザーの意向等により点検を実施しない場合は、二重線で消してください。

変更部分 (変更箇所のみ抜粋)

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

改 正 後		改 正 前	
点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次 の点検を加えたもの〕	点検時期 点検箇所
車枠及び車体	1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷

(※3) 印の点検は、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

改 正 後		改 正 前	
点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次 の点検を加えたもの〕	点検時期 点検箇所
車枠及び車体			1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

改 正 後		改 正 前	
点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次 の点検を加えたもの〕	点検時期 点検箇所
車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		緩み及び損傷

(※2) 印の点検は、車両総重量8t以上の自動車に限る。

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条関係)

改 正 後		改 正 前	
点検時期 点検箇所	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次 の点検を加えたもの〕	点検時期 点検箇所
車枠及び車体			緩み及び損傷